

湯河原町新庁舎整備基本構想策定業務委託プロポーザルについて

1 業務の目的

本町では第一庁舎を昭和37年に整備してから60年近く経過し、庁舎の老朽化が進行している。また、耐震性もないため、新たな庁舎を整備する必要がある。本業務では、町民意見等を聴取しながら、庁舎の再整備に向けて必要な情報を収集し、新庁舎整備の必要性を整理するとともに、湯河原駅周辺のまちづくりの観点から必要な検討を行い、跡地活用を含めた民間事業者の事業参画などの可能性について検討し、町の財政負担を軽減する方策を検討のうえ、現地建替え・リノベーション、他の施設への移転や複合化等、あらゆる整備方策を比較のうえ、湯河原町新庁舎整備基本構想を策定することを目的とする。

基本構想の策定に当たり、本業務に関する知識や経験を十分に有し、適正かつ効果的に運営の実施に最適な受託者を公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 湯河原町新庁舎整備基本構想策定業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月25日まで
- (3) 予算額 金18,139,000円（税込）

【内訳】

- 令和7年度 9,614,000円（税込）
- 令和8年度 8,525,000円（税込）

3 参加資格

- (1) 令和7・8年度湯河原町競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目の「都市計画及び地方計画」に登録していること。
- (2) 業務を円滑、的確に履行する十分な能力、体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 湯河原町指名停止等措置基準に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 事業税並びに消費税及び地方消費税、町税等の滞納がない者であること。
- (6) 湯河原町暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当しない者であること。（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者、暴力団経営支配法人等）

資料No. 1

- (7) 役員等（本件に参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人において業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。））又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- (8) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。
- (9) 次の公的資格を有すること。
- ア ISO27001（情報セキュリティマネジメント）
 - イ ISO9001（品質マネジメント）
 - ウ ISO14001（環境マネジメント）
 - エ ISO55001（アセットマネジメント）
 - オ プライバシーマーク
- (10) 次の同種業務又は類似業務の実績を有する者であること。
- ア 同種業務 過去5年間において新庁舎整備に関する「基本構想策定業務」又は「基本計画策定業務」若しくはそれに類する業務（以下、「同種業務」という。）
 - イ 類似業務 過去5年間における新庁舎整備に関する「あり方検討業務」又は「基礎調査業務」若しくはそれに類する業務（以下、「類似業務」という。）
- (11) 次の実績及び公的資格を有する技術者を配置すること。
- ア 管理技術者 過去5年間において同種業務又は類似業務に従事した実績を有するとともに、技術士（総合技術監理部門：建設・都市及び地方計画又は、建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者
 - イ 照査技術者 過去5年間において同種業務又は類似業務に従事した実績を有するとともに、技術士（総合技術監理部門：建設・都市及び地方計画又は、建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者
 - ウ 担当技術者
過去5年間において同種業務又は同類業務に従事した実績を有する者

4 スケジュール（予定）

区 分	日 程
募集告知開始	令和7年9月8日（月）
質問締切	令和7年9月19日（金）17時まで
質問回答	令和7年9月26日（金）
参加表明手続締切	令和7年10月3日（金）17時まで
参加資格確認結果通知書発送	令和7年10月10日（金）
提案書提出締切	令和7年10月31日（金）17時まで
審査会開催	令和7年11月中旬
審査結果の通知	令和7年11月下旬
契約事務手続	令和7年12月上旬

5 湯河原町新庁舎整備基本構想策定業務委託業者選考委員会

(1) 所掌事務

ア 参加者の応募資格の確認に関すること。

イ プレゼンテーションの実施及び提案書の評価に関すること。

(2) 委員構成 9人

ア 教育長

イ 参事 5人

ウ 消防長

エ 湯河原町新庁舎整備検討委員会委員長

オ 湯河原町新庁舎整備検討委員会副委員長

(3) 任期

選考委員会の業務が終了するまで

